

「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」

高レベル放射性廃棄物の 処理について 最終処分の 枠組みが決まる

高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定方法などを決める「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が五月三十一日、参院本会議で可決、成立しました。同法案の成立を受け、新たな認可法人である「原子力発電環境整備機構」が実施主体となります。高レベル放射性廃棄物処理に関する国の基本方針と処分計画を定めたこの法律により、原子力発電の課題であった最終処分問題が大きく前進することになります。

法律制定の 背景と目的



「高レベル放射性廃棄物」とは、原子炉で利用した後の使用済燃料を再処理し、有用物質を取り除いた残りの廃棄物のこと。放射能レベルが十分に低くなるまで一万年以上の歳月を要するため、ガラス固化して地下三百メートル以上の深さの地層に埋設し、最終的に処分することが必要です。

諸外国においては、すでに十～二十年前に、こうした最終処分に関する処分実施主体の設置や処分費用の確保制度の導入がなされていましたが、わが国では一切が未決定でした。

一九六六年に茨城県の東海村で原子力発電所が運転を開始してから、九九年末までの運転に相当する高レベル放射性廃棄物の量は、ガラス固化体の本数に換算すると約一万三三〇〇本になります（九九年末現在）。こうした廃棄物の

最終処分を計画的かつ確実に実施するための費用の拠出制度、処分実施主体の設立、拠出金の管理を行う法人の指定など、関係規定の整備を行うのが今回の法律の最大の目的です。

原子力発電事業者が 処分費用を拠出

最終処分を進めるための基本的な方針と計画は、原子力委員会と原子力安全委員会の意見を聴いた上で通商産業大臣が策定し、閣議決定することになります。

また、処分のための費用は、原子力発電事業者（電力会社など）が、処分の実施主体である認可法人（後述）に拠出します。拠出金額の算定に必要な単位数量当たりの金額は通商産業大臣が定めます。なお処分費用は、約四万本のガラス固化体を処分すると仮定すると（二〇一五年までの原子力発電に相当）、約二兆九千億円になると見込まれています。また、この量を処分するのに必要な面積は数平方キロメートル程度、原子力発電一キロワット当たりの処分費用は、約十三銭程度になると想定されています。

最終処分地の選定プロセスを明確化

高レベル放射性廃棄物のガラス固化体は、地下深くの安定した岩盤中に埋設します。このための立地選定について、法律では「概要調査地区」「精密調査地区」「最終処分施設建設地」の三段階の選定プロセスを定義し、選定の際の調査・評価事項を明確化しています。「概要調査地区」は、ボーリングなどにより最終処分施設を設置しようとする地層が、長期間にわたって安定しているかどうかを調査する地点です。

この調査を経て、「概要調査地区」の中から「精密調査地区」を選定し、実際に地下に施設を設けて、当該地層の性質が最終処分施設の設置に適しているかどうかを調査します。

こうした調査を行い、地層の性質が最終処分施設の設置に適していることが確認されると、「精密調査地区」の中から「最終処分施設建設地」が選定されます。

選定は処分の実施主体である認可法人（後述）が行い、その上で通商産業大臣が都道府県知事、市町村長の意見を聴き、これを十分

尊重して、最終処分計画を策定します。

処分の実施主体は新設の認可法人

通商産業大臣が認可・監督を行う認可法人である「原子力発電環境整備機構」が、処分の実施主体となります。

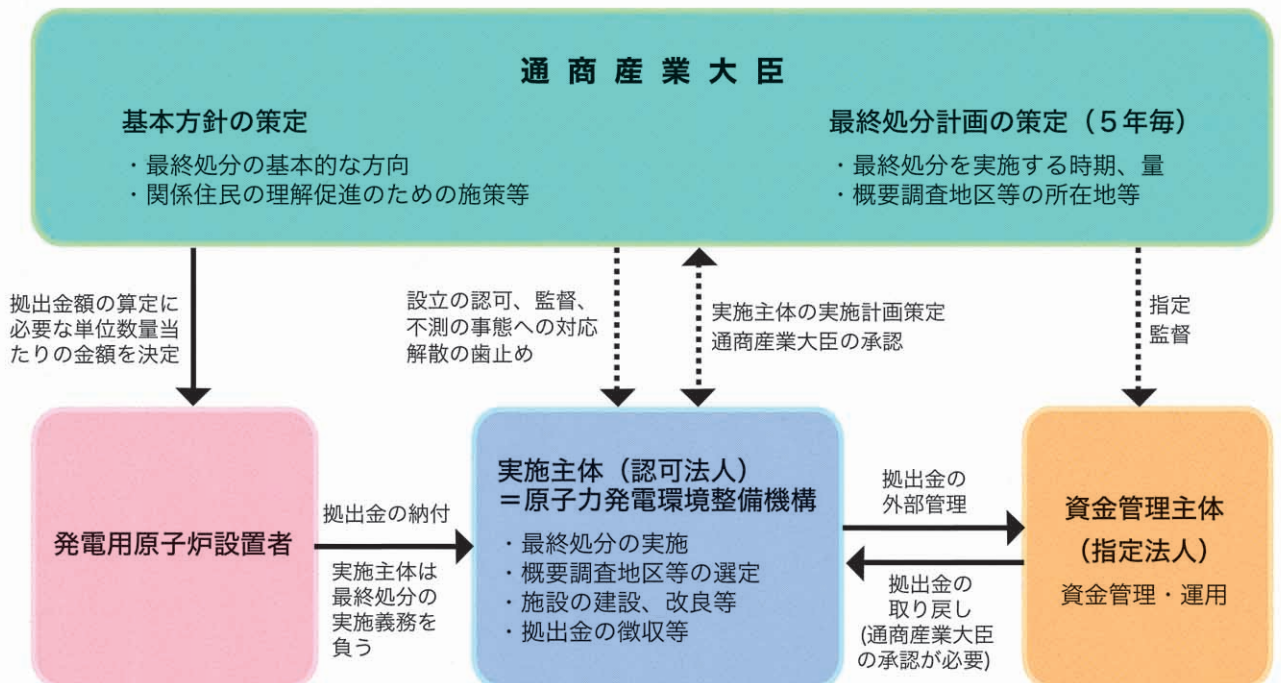
最終処分の実施、処分施設の立地調査・選定、施設の建設・改良、拠出金の徴収まで一切をとり行うこの法人に対し、国からの出資はありません。

一方、不測の事態により法人が業務困難となった場合には、業務の引継ぎ等必要な措置について、別途法律に定めることとし、さらに当該措置がとられるまでの間は、通商産業大臣が業務を引き受けることとなります。

なお、通商産業大臣が指定する公益法人が拠出金の運用等を行うための資金管理主体となります。



[高レベル放射性廃棄物処分の取組体制]



通商産業省 資源エネルギー庁
公益事業部 開発課
電源立地対策室長

岩野 いわの ひろし 宏さん



ものを使う人がいれば、必ずそれをつくる人がいます。私たちが日々当たり前のように使っている電気についても同じです。電気はあまりにも身近にあるため、しばしばそのありがたみを忘れてしまいがちですが、今日の私たちの生活はこれなしでは考

はダウン、いろいろな工場は操業を停止するなど、その混乱は計り知れません。

しかも、電気はあらかじめつくて貯めておくことができないので、常に需要に合わせてつくっていくかなければなりません。明日は需要が伸びそうだからきょうのうちにも多めに電気をつくっておこうなどということはできないのです。電気をつくる、つまり発電という仕事は実に大変な仕事なのです。

トがあるのか、それを生かすためにはどんな人材が求められるのか、ほかの地域に参考となるような事例はないのか、あるいは、ものになりそうな「知恵」はあるがまず試作してみることにはできないのか。こうしたさまざまなご要望に的確におこたえできるよう、いろいろな電源地域振興策のメニューを用意しております。

この十月には、青森県でエネルギープラザというイベントも

電源地域への思いを新たに

えられません。例えば、普段家の中で使っているさまざまな製品の中で、停電しても使えるものがどれだけあるでしょうか。

テレビはだめ、パソコンもだめ、石油ストーブですら今や大半は電気なしでは使えません。社会全体で見れば、道路の信号は消え、銀行のオンラインシステム

そして、こうした電気の生産を支えている地域、これが電源地域です。いわば、私たちの日々の生活を、さらには日本の繁栄を支えている立役者です。ならばこそ、電気の大消費地である都会の陰に隠れることなく、電源地域こそが繁栄していかなければならぬ、これが電源地域振興の意図するところです。

もちろん、地域振興というのは大変難しい問題です。お金さえあればできるなどというものはありません。自分たちのところにはどんなセールスポイン

開催されます。有識者をお招きして地域振興についてシンポジウムを開催したり、いろいろな地域振興事例を実際それを担当された方に紹介していただき、それを基に参加者で議論するなど、電源地域振興にかかわるプログラムを盛りだくさんに用意しております。

電気は、環境保全や効率化の要請に対応しつつ、安定供給されなければなりません。電気を使うときは、これを生産している電源地域に、今一度思いをはせてみたいものです。